「ＩＣＴ活用の手引」

～福岡県立宇美商業高等学校～

令和４年１２月２０日　第１版

この端末は、文部科学省の GIGA ハイスクール構想によって整備されました。その目的は、Society 5.0 時代に生きるみなさんにとって、PC 端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムであり、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所で ICT の活用が日常のものとなっており、このような社会を生き抜く力を身につけるためとされています。

その目的のために本校ではこの端末の使用を自由にしました。授業で使用するだけでなく休み時間や放課後に、課題に取り組む、授業で解らなかったことを自分で調べる、電子書籍を読む、進路について調べるなど自分の将来や目標のために存分に使ってほしいからです。

しかし自由は勝手ではありません。自由には責任があります。自由に使えるからといって、学校には関係のない動画やサイトを閲覧することはどうなのでしょうか。盗撮や盗聴、SNS での不正な書き込み等ネットいじめにつながるようなことをやっていいのでしょうか。

自由は、そこにいる全員がルールとマナーを守ることで保持されます。それができないのであれば規制をせざるを得ません。全員でこの自由を守ってください。

1　端末使用の際のルール及び注意点

- □ ICT 活用の手引について生徒と保護者が同意し、各自が責任をもって使用する。
- □ ICT 活用の手引とマナーを守り、適切に使用する。
- □ 他人の端末を使用しない。また使用させない。
- □ トラブルや問題があった場合、教師がドライブやメールを見ることがある。
- □ この端末は貸与されたものであるので、本校生徒でなくなったときに返却をする。
- □ 返却後は他の生徒が使うので丁寧に取り扱う（データ等は端末には残らない）。

2　生徒用アカウントの取り扱い

□　自分のアカウント･パスワードをメモした場合､他人の目に触れないところに保管する。

□　端末、Classroom、Zoom 等のパスワードは、第三者に教えない。

□　他人のアカウント・パスワードを盗まない。

3　端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

□　本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしない。また、他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に書き込まない。これらは罪に問われたり、損害賠償を請求されたりすることがある。

□　自他を問わず誹謗中傷等にふれた際は、速やかに担任や生徒指導部に相談する。

4　トラブルが起きた場合の対応

□　端末の故障、破損、紛失、盗難の場合は、情報担当教員に相談・連絡する。

□　端末の破損、紛失、盗難の場合は学校所定の用紙に記入し届ける。

□　これらが生徒の故意又は重大な過失による場合には、保護者が補償する。

□　ネットによるいじめ等に関しては、一人で抱え込まず教師に相談する。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口　（電話 0120-494-100）

5　端末の貸出に関する留意事項

□　自宅に持ち帰る場合には以下のことに留意する。

1　貸出簿に必要事項を記入の上、担任もしくは教科担等の先生に許可を得る。
2　保護者等の管理のもと、使用時間・内容に制限を設ける等、健全に利用する。
3　ルールやマナーを守り適切に利用する。
4　長期で借りる場合も必ず毎日学校に持参する。
5　　許可なくアプリケーションをインストールすること及び本体の設定を変更しない。
6　端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット等）に接続しない。
7　写真や動画等の個人情報の保存は禁止する。
8　落下等による衝撃や保管場所の温度等に気を付けて丁寧に取り扱う。
9　自宅を含めた学校外のネットワークに接続する時、ユーザー名やパスワードを入力する必要がある場合、以下を入力する。

ユーザー名：suser137h　　パスワード：u5QUAd